

除外行為

以下に該当する行為は、自然環境保全協定の締結を要する開発行為に含まない行為として規定しています。

○条例第 36 条ただし書き

国及び地方公共団体が行う行為

○条例施行規則第 35 条第 2 項

- 1 条例第 18 条第 1 項（条例第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う開発行為
- 2 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書又は第 25 条第 4 項の規定により許可を受けて行う開発行為
- 3 自然公園法第 10 条第 2 項若しくは同法第 16 条第 2 項の規定による協議又は同法第 10 条第 3 項若しくは同法第 16 条第 3 項の認可を受けて行う公園事業である開発行為及び同法第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の許可を受けて行う開発行為
- 4 岐阜県立自然公園条例第 8 条第 3 項の認可を受けて行う公園事業である開発行為及び同条例第 9 条第 4 項の許可を受けて行う開発行為
- 5 土地改良法に基づく土地改良事業により行う開発行為
- 6 森林法第 5 条第 2 項第 5 号の規定による林道の開設等に係る地域森林計画又は同法第 11 条に規定する森林経営計画に適合する開発行為及び同法第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う開発行為
- 7 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内において、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業により行う開発行為
- 8 都市計画法第 2 章の規定により定められた市街化区域内において行う開発行為
- 9 都市緑地法第 14 条第 1 項の規定により許可を受けて行う開発行為
- 10 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令で定める基準に従い市町村が定める条例の規定により許可を受けて行う開発行為
- 11 文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により許可を受けて行う開発行為
- 12 岐阜県文化財保護条例第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けて行う開発行為
- 13 環境影響評価法第 2 条第 4 項に規定する対象事業である開発行為
- 14 岐阜県環境影響評価条例第 2 条第 2 号に規定する対象事業である開発行為
- 15 条例第 36 条に規定する自然環境保全協定と同等の内容であると知事が認める自然環境の保全に関する協定を当該開発行為をする区域に含まれる全ての市町村の長と締結している開発行為